

東京大学大学院教育学研究科運営組織規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第56号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の運営組織に関し必要な事項について定める。

(専攻及び講座並びにコース)

第2条 研究科に、次に掲げる専攻及び講座を置く。

総合教育科学専攻（博士後期課程、修士課程）

基幹講座 教育学、比較教育社会学、生涯学習基盤経営、大学経営・政策、教育心理学、臨床心理学、身体教育学

学校教育高度化専攻（博士後期課程、修士課程）

基幹講座 教職開発、教育内容開発、学校開発政策

2 前項の講座のほかに、総合教育科学専攻及び学校教育高度化専攻に、次に掲げる専攻及びコースを置く。

総合教育科学専攻

教育学専修

教育学コース

教育社会科学専修

比較教育社会学コース、生涯学習基盤経営コース、大学経営・政策コース

心身発達科学専修

教育心理学コース、臨床心理学コース、身体教育学コース

学校教育高度化専攻

教職開発コース、教育内容開発コース、学校開発政策コース

(教授会)

第3条 研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除く。

3 研究科教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(教育会議)

第4条 研究科に、基本組織規則第30条第2項各号及び第3項に掲げる事項について審議し議決する機関として、研究科教育会議を置く。

2 研究科教育会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置く。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

2 研究科長の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

(副研究科長)

第6条 研究科に、副研究科長1名を置く。副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

2 前項のほか、副研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

(専攻長)

第7条 研究科の専攻に、専攻長を置く。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

(教育研究のための附属施設)

第8条 研究科に、基本組織規則第44条の規定に基づき、教育又は研究のための附属施設として、学校教育高度化・効果検証センター、バリアフリー教育開発研究センター、発達保育実践政策学センター及び海洋教育センターを置く。

2 前項のほか、研究科に必要な応じ附属施設を置くことができる。

(事務組織)

第9条 研究科の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学大学院教育学研究科運営組織規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第5章 大学院

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成16年04月28日

◇平成17年03月17日

◇平成18年01月30日

◇平成20年11月27日

◇平成21年06月18日

◇平成22年03月25日

◇平成27年03月26日

◇平成27年06月25日

◇平成29年03月30日

◇平成31年03月22日

◇令和05年03月23日

◇令和06年03月21日